

地上デジタル放送受信機の普及状況

受信機普及状況(総務省調査)

	地上デジタル放送 受信機世帯普及率	アナログ停波の認知度	アナログ停波時期 (2011年)の認知度
2008年3月調査	43.7%	92.2%	64.7%
2008年9月調査	46.9%	(注)	75.3%
2009年1月調査	49.1%	(注)	77.8%
2009年3月調査	60.7%	97.7%	89.6%
2009年9月調査	69.5%	98.0%	89.6%
〃	(徳島県) 65.5%		
〃	(香川県) 73.5%		
〃	(愛媛県) 68.2%		
〃	(高知県) 63.6%		

(注) アナログが停波することについての設問がないため。

普及世帯に関する目標()

最終普及目標 2011年4月までに全世界帯(約5,000万世帯)
 当面の普及目標 2009年3月末時点において、62%(3,100万世帯)
 2009年6月末時点において、67%(3,350万世帯)
 2009年9月末時点において、72%(3,600万世帯)
 2009年12月末時点において、77%(3,850万世帯)

「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」(2008年12月1日、
 地上デジタル推進全国会議 公表)より抜粋

固定受信機の出荷状況(出典:社団法人 電子情報技術産業協会)

		2010年2月末(累計)	2009年12月末(累計)
固定受信機	総計	約 7,055万台	約 6,673万台
	〔内訳〕		
	地上デジタルテレビ	約 4,438万台	約 4,187万台
	デジタルレコーダ	約 894万台	約 877万台
	BDレコーダ	約 515万台	約 467万台
	チューナ	約 187万台	約 160万台
	その他	約 1,021万台	約 982万台

普及台数に関する目標()

最終普及目標 地上アナログテレビ放送の停止の期限(2011.7.24)までに1億台
 当面の普及目標 2009年3月末時点において、4,900万台
 2009年6月末時点において、5,400万台
 2009年9月末時点において、5,900万台
 2009年12月末時点において、6,400万台

「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」(2008年12月1日、
 地上デジタル推進全国会議 公表)より抜粋

ワンセグ対応携帯電話の出荷状況(出典:社団法人 電子情報技術産業協会)

	2010年1月末(累計)	2009年11月末(累計)
ワンセグ対応携帯電話	約 7,589万台	約 7,224万台

参考資料2

デジタル中継局等の整備状況と世帯カバー率

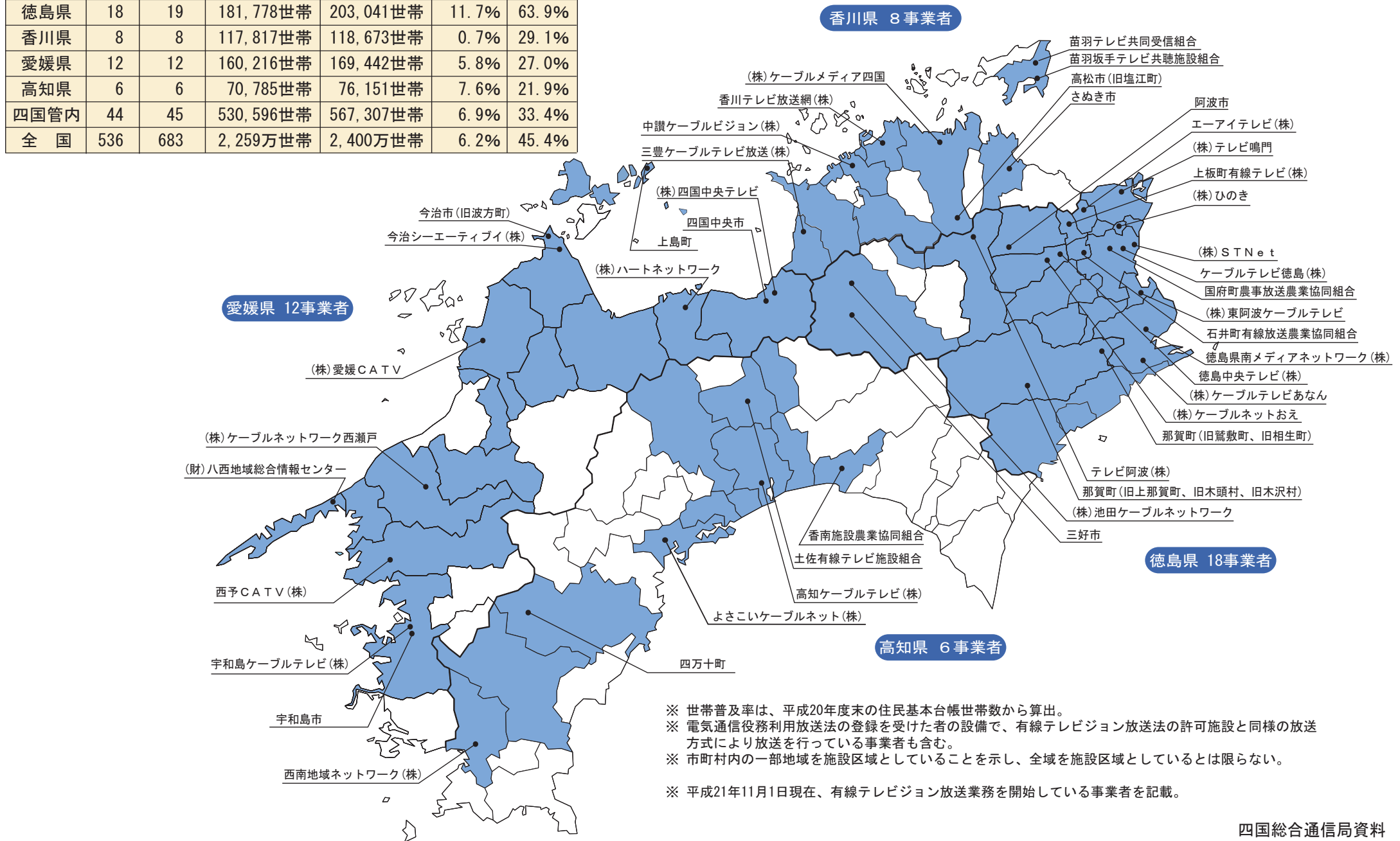
平成22年3月末現在

	世帯カバー率 (%)				親局・中継局の開局状況 (累積)			22年末までの 開局予定(累積)
	19年末	20年末	21年末	22年末	19年末	20年末	21年末	
徳島県	88.2	91.4	93.2	94.7	7	15	29	[41局所]
香川県	92.1	97.5	98.3	98.5	4	10	17	[26局所]
愛媛県	86.4	91.8	92.8	94.4	12	26	34	[62局所]
高知県	79.8	85.8	88.7	90.1	8	21	40	[68局所]
四国	86.8	91.9	93.3	94.6	31	72	120	[197局所]

中継局の開局状況は局所数を示す。
カバー率は、17年国勢調査に基づく世帯カバー率。

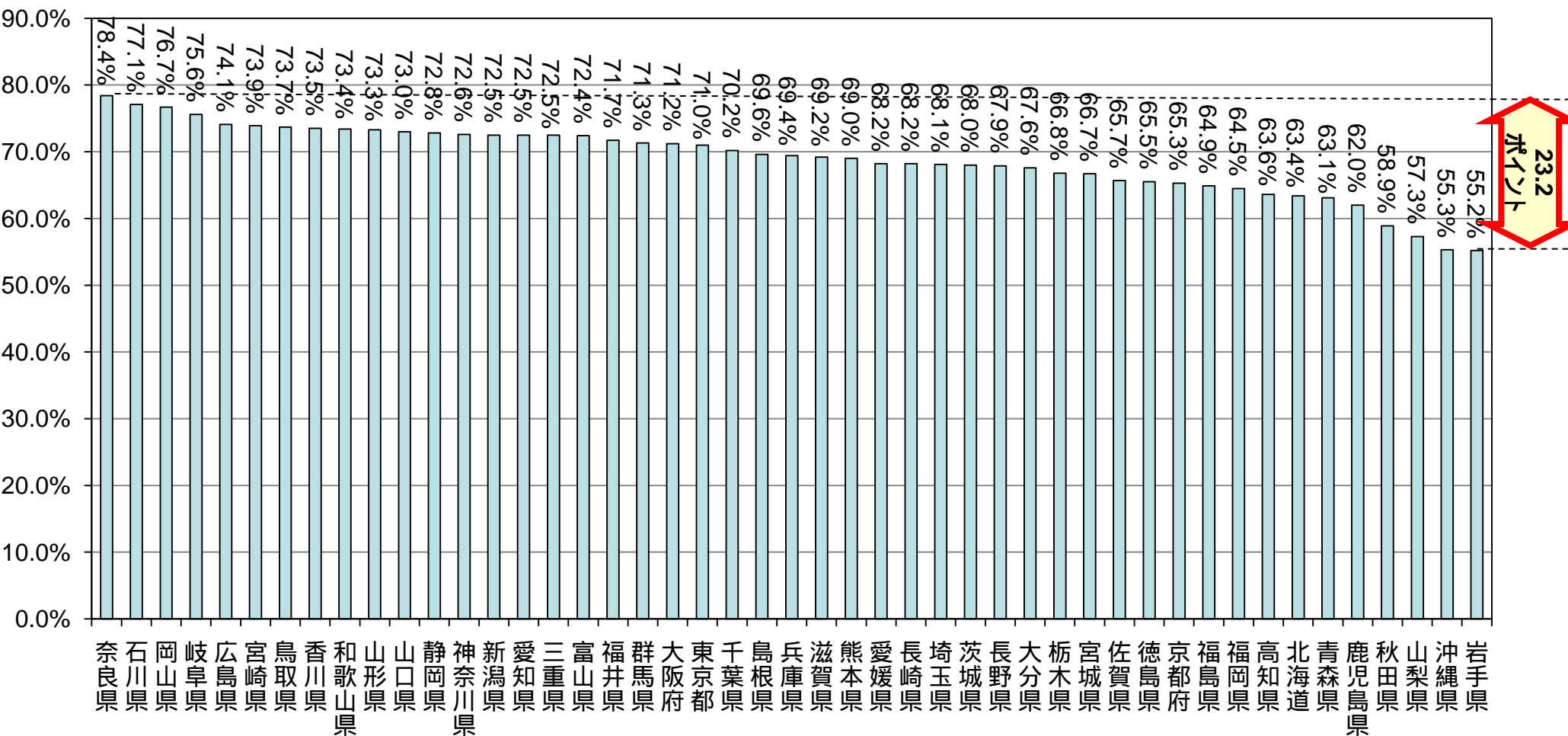
自主放送を行う許可施設のケーブルテレビの普及・施設状況

区 別	事業者数	許 可 施設数	加 入 世 帯 数 (H20.9.30)	加 入 世 帯 数 (H21.9.30)	加入世 帯数の 伸び率	世 帯 普 及 率
徳島県	18	19	181,778世帯	203,041世帯	11.7%	63.9%
香川県	8	8	117,817世帯	118,673世帯	0.7%	29.1%
愛媛県	12	12	160,216世帯	169,442世帯	5.8%	27.0%
高知県	6	6	70,785世帯	76,151世帯	7.6%	21.9%
四国管内	44	45	530,596世帯	567,307世帯	6.9%	33.4%
全 国	536	683	2,259万世帯	2,400万世帯	6.2%	45.4%



※ 世帯普及率は、平成20年度末の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※ 電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っている事業者も含む。
 ※ 市町村内の一部地域を施設区域としていることを示し、全域を施設区域としているとは限らない。
 ※ 平成21年11月1日現在、有線テレビジョン放送業務を開始している事業者を記載。

参考資料4 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率(今回調査) - 都道府県別の状況 -

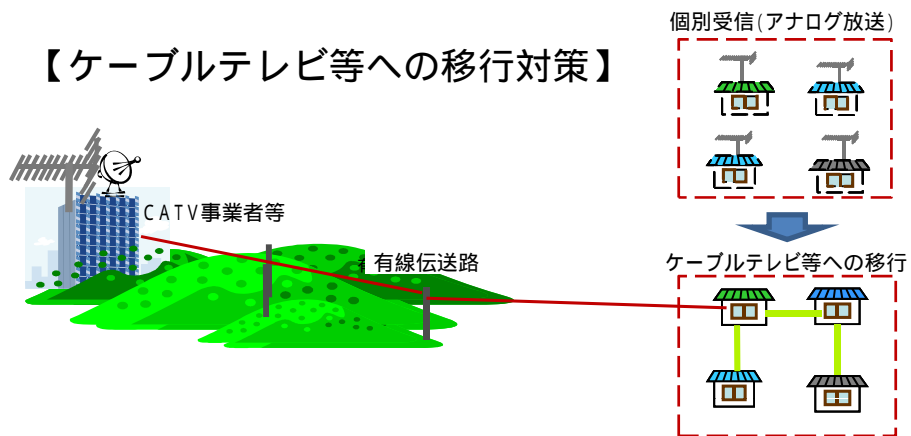


(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±3～8%前後。

(1) ケーブルテレビ等への移行対策の場合

- ア 事業主体
 - ・ケーブルテレビ等への移行を行う者
(民間法人等を経由して補助)
- イ 対策対象
 - ・ケーブルテレビ等との契約料等
- ウ 補助額
 - ・定額(上限3万円)
 - ・事業費から3万5千円を除いた額

【ケーブルテレビ等への移行対策】



世帯の負担が3万5千円を超える場合が補助対象

(2) 高性能等アンテナ対策の場合

- ア 事業主体
 - ・高性能等アンテナ対策を行う者
(民間法人等を経由して補助)
- イ 対策対象
 - ・高性能等アンテナ対策に必要な経費等
- ウ 補助率
 - ・2/3(ただし、敷地外の伝送路整備は10/10)

【高性能等アンテナ対策】

